#### 令和6年度

# 産業振興奨励事業の公募を行います!

産業振興奨励事業について、以下のとおり公募を行います。令和 6 年度中の事業実施を希望する方は、要件等を ご確認のうえ、役場産業振興課までお申込下さい。

#### ■ 対象となる事業の要件

- 水産、農林、商工観光の研究、開発等であること
- 事業開発等審査委員会の審査を受け、審査基準をクリアすること 等
- 申請者の要件 本町の住民及び本町と密接な関係を有する者 等
- 奨励金の上限等 予算の範囲内とさせていただきます。

#### ■応募の方法

所定の申請様式に必要書類を添付のうえ、お申込み下さい。 様式について詳しくは産業振興課までお問い合わせ下さい。

#### ■ 応募の締切

令和6年8月16日(金)までに、申請予定である旨を産業振興課までお知らせいただいた上、令和6年8月27日(火)までに書類一式を提出して下さい。

※申請書は締切までに記載内容、添付書類等に不備のないもののみ受付けます。 見積書等手配に時間の掛かるものもありますので、余裕をもってご準備下さい。

■ 事業開発等審査委員会の予定 令和6年9月中に開催予定

お問い合わせ先: 西ノ島町役場 産業振興課 (電話: 08514 - 6 - 1220)

要予約

### <sup>徳 6年度</sup> 無料登記相談所の予約について

松江地方法務局では、地域住民の皆様方からの登記に関する一般的な内容の相談をお受けするため、下記のとおり奇数月の第3水曜日に登記相談所を開設しますので、ご利用ください。

なお、相談については、**予約制**としておりますので、<u>相談を希望される方は、開設日</u> **の2日前までに、西郷支局にご連絡ください**。

また、西郷支局においては、火曜日と木曜日(祝日、12月29日~1月3日を除く) に予約制で登記手続案内をしています。 ご予約・お問い合わせ先 松江地方法務局

西郷支局

令和6年8月16日(金)までに

**25** 08512-2-0240

■場 所 黒木公民館 研修室(西ノ島町大字別府 46 番地)

相談日 9月18日(水) 11月20日(水) 1月15日(水) 3月19日(水) 相談時間 【午前の部】10:30~12:30 【午後の部】13:30~15:30

■相談内容 土地・建物及び会社・法人に関する登記相談

■担当者 法務局職員

■ 予 約 先 松江地方法務局西郷支局

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎

でない場合は開設しません。 での、または海上交通機関では、 でのでは、 でいるでは、 でい

- COST 2 2 0

お問い合わせ先:松江地方法務局 西郷支局(電話:08512 - 2 - 0240)

# 「母子父子寡婦福祉資金」予約貸付受付中です

母子父子寡婦福祉資金の予約貸付の申請を受付けています。

#### ■ 対象となる方

令和7年4月の進学等を希望している

- 児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父
- 20歳以上の子を扶養する寡婦
- 父母のない児童等
- 対象となる資金 貸付はいずれも無利子です。

貸付金名	主な内容			
修学資金	高等学校、大学、大学院、高 等専門学校または専修学校に 就学するための授業料、書籍 代、交通費などに必要な資金			
修業資金	就職するために必要な知識技 能を習得するために必要な資金			
就学支度資金	就学、修業するために必要な 入学金や被服などの購入資金			

※就学先、自宅、自宅外通学など状況により貸付できる 額が異なります。

#### ■ 提出していただく書類等

必要な書類については、事前に相談してください。

- 貸付申請書<sup>※</sup>
- 戸籍謄本及び世帯全員の住民票
- 島根県税の納税証明書
- 前年の収入額が確認できる書類 (児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえる ことができます)
- 修学修業先調書\*
- 修学・修業のために必要な金額が分かる参考資料
- □座振替申出書または公金受取□座の利用等届 出書及び口座振替依頼書\*

※の用紙は市町村役場にあります。

#### ■お申込み締切

令和7年2月7日(金)

#### ■ご注意

- 島根県育英会等、母子父子寡婦福祉資金と併給が できない奨学金があります。
- 高等教育の修学支援新制度による奨学金、授業料 減免等については、貸付限度額より給付額、減免 額を控除した範囲で併給が可能です。

なお貸付申請後に新制度の決定を受けた場合は、 当該決定通知書に基づき、役場健康福祉課へ届け 出してください。

お問い合わせ先: 西ノ島町役場 健康福祉課(電話:08514 - 6 - 0104)

## 令和5年度 情報公開制度と個人情報保護制度の公開実施状況

西ノ島町情報公開条例第24条及び西ノ島町個人情報の保護に関する法律施行条例第9条の規定に基づき、 昨年度において西ノ島町に請求のあった情報公開制度による公開請求及び個人情報保護制度による開示請求の 件数等について次のとおり公表します。

#### ■ 情報公開制度による公開請求の状況

請求件数	公開状況別件数					
	全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	
2	2	-	-	-	-	

#### ■ 個人情報保護制度による開示請求の状況

令和5年度の開示請求はありませんでした。

〈お問い合わせ先〉西ノ島町役場 総務課 ☎ 08514 - 6 - 0101